



(メール施行)

事 務 連 絡

平成28年9月21日

各社会福祉法人事務御担当者 様

宮城県保健福祉部社会福祉課団体指導班長

社会福祉法の改正に伴う定款変更手続きについて

このことについて、社会福祉法人定款例に関する国通知の発出後、定款変更の申請を行っていただきますが、円滑に手続きを進めるため、各法人の定款変更案を理事会・評議員会に諮る前に、事前確認を実施する予定ですので、御承知願います。

記

1 新定款案の提出時期

平成28年10月に予定されている社会福祉法人定款例に関する国通知の発出後から理事会・評議員会の開催の3週間前まで

2 提出方法

- ・ メールにより新定款案及び現行の定款を提出
- ・ 新定款案には、変更部分に下線を引いてください。

(提出先：県社会福祉課団体指導班メールアドレス syahukd@pref.miyagi.jp)

3 確認結果の連絡

新定款案の提出後1週間～10日程度で確認結果を連絡

4 定款変更認可申請手続き

- ・ 新定款案の県からの確認を受けた後に、理事会・評議員会に諮った上で、定款変更認可申請書を提出願います。
- ・ 申請の際の添付書類は以下のとおりです。
 - ① 申請書
 - ② 理事会・評議員会議事録(原本証明要)
 - ③ 定款変更に係る理事会・評議員会の議案資料(定款変更以外の議案資料は不要)
 - ④ 変更後の定款
 - ⑤ 現行の定款

※ 法改正に係る変更以外の箇所も併せて変更する場合(事業追加、所在地変更等)は、追加の添付書類が必要となります。(別紙参照)

5 その他

社会福祉法人定款例に関する国通知につきましては、発出後、県から通知します。

また、その折に、事前確認の手続きについても、改めて連絡します。

担当 宮城県保健福祉部社会福祉課
団体指導班 八巻 村田
電 話 022-211-2516
FAX 022-211-2594
E-mail syahukd@pref.miyagi.jp

定款変更及び理事会・評議員会に係る今後のスケジュール（見込）について

平成28年9月21日現在

